



図書館だより



最近のレファレンス事例から

ケース 1

【質問内容】

離婚の際に年金も財産分与できるようになったようだが、これに関する文献はないか。

【参考資料】

- ① 「離婚時年金分割制度の概要」(調停時報第 160 号)
- ② 「国民年金法等の一部を改正する法律における厚生年金保険の標準報酬の改定の特例(離婚時年金分割制度)の創設及びこれに伴う人事訴訟法の一部改正の概要」(家庭裁判月報 57 巻 3 号)
- ③ 「年金分割一女性と年金をめぐる問題の一側面」(ジュリスト第 1282 号)

【関連法令】

- 「国民年金法等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 104 号)
- 「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 130 号)
- 「私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 131 号)
- 「私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 132 号) 等

* 施行は一部を除き、平成 19 年 4 月 1 日から

【特記事項】

婚姻中の年金分割は認められないが、離婚した場合には厚生年金・共済年金等の被用者年金については、年金を受給していない時点であってもこれを分割することができる。

ただし、国民年金(基礎年金)等については分割対象とならない。また、離婚後 2 年を経過した後や厚生労働省令で定められた一定の場合については、年金分割を行なうことはできない。

分割方法としては、被用者年金の被保険者(第 2 号被保険者)の保険料納付に基づく婚姻中の保険料納付記録を分割し、離婚当事者双方の年金額算定のベースとなる額を改定する、といった方法が採られている。

なお、年金分割は、離婚により自動的に行なわれるわけではないので、当事者が社会保険庁に対して分割請求をしなければならないとされている。

※関連する主な条文

厚生年金保険法 78 条の 2～6、10、13、14、20
人事訴訟法 32 条

ケース 2

【質問内容】

自殺があったマンションの価格はどの程度下落するかについての文献はないか。

【参考資料】

- ④ 図書「判例にみる不動産の取引価格」(津村孝/著 1999 年 清文社刊 請求記号 328.174-Ts7)
- ⑤ 図書「マンションの裁判例 第 2 版」(玉田弘毅/編 1999 年 有斐閣刊 請求記号 324.891-T149)
- ⑥ 雑誌「平成 2 年度主要民事判例解説」(判例タイムス臨時増刊第 762 号) 80 頁
- ⑦ 雑誌「NBL」第 459 号 64 頁 など

【調査結果】

④の文献には、購入した不動産(総額 7,100 万円)が 5 か月前に自殺のあった物件であったとして瑕疵担保責任の損害賠償を請求したケースで、売主に対し 893 万 2,900 円の賠償額を認め、△13%相当の減価を認定した裁判例が紹介されている。関連事案として、買った中古マンションは売主の妻が自殺していたケース(上記⑥⑦でも紹介されている)、競売で買った建物内での自殺が後で判明したケース、競売で首つり自殺の建物を買ったケースが紹介されている。

【特記事項】

自殺物件等について、裁判例では「いわくつき建物」「嫌悪すべき歴史的背景を有する建物」などと表現されている。④の資料では他にも殺人事件があったマンション(△30%の減価)、近隣に暴力団事務所のある土地(△20%減価)、買ったマンションに暴力団幹部が住んでいた(△10%の減価)などの裁判例が紹介されている。

なお、不動産の減価率は当該地域の特性などを反映して決定されたものなので、全国的な水準はない。また、時代により減価率は変動するものなので、あくまで参考例として捉えるべきである。

(東弁・二弁合同図書館事務局 白川 智行)